

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																						
<p>○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市体育館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市体育館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する体育館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡体育馆 ア 貸切使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日 (1時間までごとに)</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)</th> </tr> <tr> <td>午前9時</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> <td>午前9時</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> </tr> </table>	区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午後5時	<p>○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略 盛岡市体育館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 盛岡体育馆 ア 貸切使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日 (1時間までごとに)</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)</th> </tr> <tr> <td>午前9時</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> <td>午前9時</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> </tr> </table>	区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午後5時
区分		土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)																			
	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午後5時																	
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)																				
	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午後5時																	

改正後							改正前						
	から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで		から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで
アリーナ	3,750円	5,250円	6,000円	3,000円	3,750円	4,500円		2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円
控室			150円			150円			100円			100円	
研修室			750円			750円			500円			500円	
体力測定 室			750円			750円			500円			500円	

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 3 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。
- 5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 6 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする。
- 7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 3 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 4 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 5 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする。

改正後					改正前						
イ 一般使用の場合の使用料					イ 一般使用の場合の使用料						
区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童		
アリーナ (1人1時間までごとに)	アリーナ (1人1時間までごとに)	300円	220円	150円	アリーナ (1人1回につき)	400円	300円	200円			
	トレーニングルーム	普通使用 (1回につき)	600円	450円		400円	300円	200円			
		回数使用 (6回につき)	3,000円	2,250円		2,000円	1,500円	1,000円			
備考 市の区域内に住所を有しない者がアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。					(2) 盛岡市都南体育館、盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館						
区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童		
貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育馆	アリーナ	1,200円	600円	600円	貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育馆	アリーナ	800円	400円	400円
		会議室	300円	150円	150円		会議室		200円	100円	100円
	盛岡市飯岡体育馆及び盛岡市乙部体育馆	アリーナ	900円	450円	450円		アリーナ		600円	300円	300円
一般使用 (1人1時間までごとに)		70円	30円	10円	一般使用 (1人1回につき)		100円	50円	20円		
備考					備考						
1 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。					1 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。						
2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。					2 貸切使用の場合において、照明設備を使用し、又は機械若しくは器						

改正後						改正前																																																		
具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。						具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。																																																		
4 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。																																																								
(3) 盛岡市好摩体育館						(3) 盛岡市好摩体育館																																																		
ア 貸切使用の場合の使用料						ア 貸切使用の場合の使用料																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アリーナ</td> <td rowspan="3">料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア一般</td> <td>1,260円</td> <td>8,040円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>630円</td> <td>4,020円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>1,560円</td> <td>10,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">料金を徴収する場合</td> <td rowspan="2">アマチュア一般</td> <td>3,120円</td> <td>20,160円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>1,560円</td> <td>10,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の催しに使用する場合</td> <td>営利を目的としない場合</td> <td>6,300円</td> <td>40,320円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td></td> <td>12,600円</td> <td>80,640円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柔道場</td> <td rowspan="2">アマチュア競技に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>240円</td> <td>1,530円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>120円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>360円</td> <td>2,290円</td> </tr> </tbody> </table>											区分			1時間までごとに	1日までごとに	アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア一般	1,260円	8,040円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	630円	4,020円	その他の催しに使用する場合		1,560円	10,080円	料金を徴収する場合	アマチュア一般	3,120円	20,160円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	1,560円	10,080円	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	6,300円	40,320円	営利を目的とする場合		12,600円	80,640円	柔道場	アマチュア競技に使用する場合	一般	240円	1,530円	高等学校生徒以下の者	120円	760円	その他の催しに使用する場合		360円	2,290円
区分			1時間までごとに	1日までごとに																																																				
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア一般	1,260円	8,040円																																																				
		競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	630円	4,020円																																																			
		その他の催しに使用する場合		1,560円	10,080円																																																			
料金を徴収する場合	アマチュア一般	3,120円	20,160円																																																					
		競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	1,560円	10,080円																																																			
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	6,300円	40,320円																																																				
		営利を目的とする場合		12,600円	80,640円																																																			
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	一般	240円	1,530円																																																				
		高等学校生徒以下の者	120円	760円																																																				
	その他の催しに使用する場合		360円	2,290円																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アリーナ</td> <td rowspan="3">料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア一般</td> <td>840円</td> <td>5,360円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>420円</td> <td>2,680円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>1,040円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">料金を徴収する場合</td> <td rowspan="2">アマチュア一般</td> <td>2,080円</td> <td>13,440円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>1,040円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の催しに使用する場合</td> <td>営利を目的としない場合</td> <td>4,200円</td> <td>26,880円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td></td> <td>8,400円</td> <td>53,760円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柔道場</td> <td rowspan="2">アマチュア競技に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>160円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>80円</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>240円</td> <td>1,530円</td> </tr> </tbody> </table>											区分			1時間までごとに	1日までごとに	アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア一般	840円	5,360円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	420円	2,680円	その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円	料金を徴収する場合	アマチュア一般	2,080円	13,440円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	1,040円	6,720円	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円	26,880円	営利を目的とする場合		8,400円	53,760円	柔道場	アマチュア競技に使用する場合	一般	160円	1,020円	高等学校生徒以下の者	80円	510円	その他の催しに使用する場合		240円	1,530円
区分			1時間までごとに	1日までごとに																																																				
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア一般	840円	5,360円																																																				
		競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	420円	2,680円																																																			
		その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円																																																			
料金を徴収する場合	アマチュア一般	2,080円	13,440円																																																					
		競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	1,040円	6,720円																																																			
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円	26,880円																																																				
		営利を目的とする場合		8,400円	53,760円																																																			
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	一般	160円	1,020円																																																				
		高等学校生徒以下の者	80円	510円																																																				
	その他の催しに使用する場合		240円	1,530円																																																				

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合

改正後	改正前
<p>をいう。</p> <p>2 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。</p> <p>3 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他他の催しに使用する場合、柔道場にあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>5 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては<u>150円</u>（市の区域内に住所を有しない一般にあっては、<u>300円</u>）、高等学校生徒以下の者にあっては<u>70円</u>（市の区域内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、<u>140円</u>）</p>	<p>をいう。</p> <p>2 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。</p> <p>3 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>4 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては<u>100円</u>、高等学校生徒以下の者にあっては<u>50円</u></p>